

# 愛媛県内の市町の問い合わせ先一覧

各種申請や届出の受付・保険料に関するご相談などは  
お住まいの市町の担当部署にお問い合わせください。

|    | 市町名     | 担当部署  | 電話番号         |
|----|---------|-------|--------------|
| 東予 | 今 治 市   | 保険年金課 | 0898-36-1520 |
|    | 新 居 浜 市 | 国 保 課 | 0897-65-1170 |
|    | 西 条 市   | 国保医療課 | 0897-52-1212 |
|    | 四国中央市   | 国保医療課 | 0896-28-6017 |
|    | 上 島 町   | 住 民 課 | 0897-77-2503 |
| 中予 | 松 山 市   | 健康保険課 | 089-948-6862 |
|    | 伊 予 市   | 市 民 課 | 089-982-1113 |
|    | 東 温 市   | 窓 口 課 | 089-964-4471 |
|    | 久万高原町   | 住 民 課 | 0892-21-1111 |
|    | 松 前 町   | 保 険 課 | 089-985-4107 |
| 南予 | 砥 部 町   | 保険健康課 | 089-962-7057 |
|    | 宇 和 島 市 | 保険健康課 | 0895-24-1111 |
|    | 八 幡 浜 市 | 市 民 課 | 0894-21-0400 |
|    | 大 洲 市   | 市 民 課 | 0893-24-1713 |
|    | 西 予 市   | 市 民 課 | 0894-62-6405 |
|    | 内 子 町   | 住 民 課 | 0893-44-6152 |
|    | 伊 方 町   | 町 民 課 | 0894-38-2653 |
|    | 松 野 町   | 町 民 課 | 0895-42-1113 |
|    | 鬼 北 町   | 町民生活課 | 0895-45-1111 |
|    | 愛 南 町   | 町 民 課 | 0895-72-7300 |

※担当部署・電話番号については、機構改革等により変更  
になる場合があります。

## 愛媛県後期高齢者医療広域連合

〒799-2430 松山市北条辻6番地 FAX 089(911)7735



▲二次元コード  
愛媛広域ホームページへ

給付に 関 する こと ☎089(911)7733  
資格・保険料に 関 する こと ☎089(911)7734  
保 健 事 業 に 関 する こと ☎089(911)7739

Email:info@ehime-kouiki.jp

令和8年度版

# 後期高齢者 医療制度 のご案内



愛媛県後期高齢者医療広域連合

この冊子は令和8年4月現在で作成しています。  
今後、内容が変更になる可能性があります。

# 不審な電話・還付金詐欺にご注意ください！

医療費の還付金を装って現金自動預け払い機(ATM)等を利用してお金を振り込ませようとするなどの不審な電話が全国各地で多発しております。

広域連合や市町などの公的機関の職員が、電話でATMの操作をお願いすることは絶対にありません。

少しでも不審に感じたら、指示に従わず、ご家族または警察などに相談するか、広域連合、お住まいの市町の担当窓口にお問い合わせください。

愛媛県後期高齢者医療広域連合は、  
愛媛県警察と協働で  
特殊詐欺被害防止対策に  
取り組んでいます。

※還付金をもらう手続きをしたはずが、問い合わせ番号のつもりで入力した金額を振り込まされてしまいます。広域連合等の職員が「還付金を返すので、ATMに行ってください」ということはありません！

警察相談専用電話

☎#9110 または

089-931-9110



## も く じ

|                                |     |
|--------------------------------|-----|
| ● 制度のしくみ                       | 4   |
| ● 医療機関・薬局の受付で提示するもの            | 5   |
| ● 被保険者となる方                     | 6   |
| ● マイナンバーカードを<br>健康保険証として利用できます | 7   |
| ● 資格確認書・資格情報のお知らせの交付           | 8   |
| ● 保険料                          | 10  |
| ● 自己負担割合                       | 16  |
| ● 医療費が高額になったとき                 | 18  |
| ● 高額医療・高額介護合算制度                | 20  |
| ● 入院したときの食事代・居住費               | 21  |
| ● 訪問看護療養費 ● 葬祭費 ● 特定疾病         | 22  |
| ● 払い戻しが受けられるとき                 | 23  |
| ● 柔道整復(接骨院・整骨院)の正しいかかり方        | 24  |
| ● あんま・マッサージ、<br>はり・きゅうの正しいかかり方 | 25  |
| ● 医療費のお知らせ                     | 26  |
| ● ジェネリック医薬品を活用しましょう            | 27  |
| ● 交通事故などにあったとき                 | 28  |
| ● 臓器提供意思表示欄について                | 29  |
| ● 健康診査(健診)を受けましょう              | 30  |
| ● 歯科口腔健康診査を受けましょう              | 31  |
| ● 適正受診 ● お薬手帳                  | 32  |
| ● 特殊詐欺に気を付けて!                  | 33  |
| ● こんなときは必ず届出を                  | 34  |
| ● 愛媛県内の市町の問い合わせ先一覧             | 裏表紙 |

※制度の見直し等により、記載内容が変更されることがあります。

# 制度のしくみ

制度の運営は、愛媛県内の全ての市町が加入する「愛媛県後期高齢者医療広域連合」と、市町とで役割分担しています。

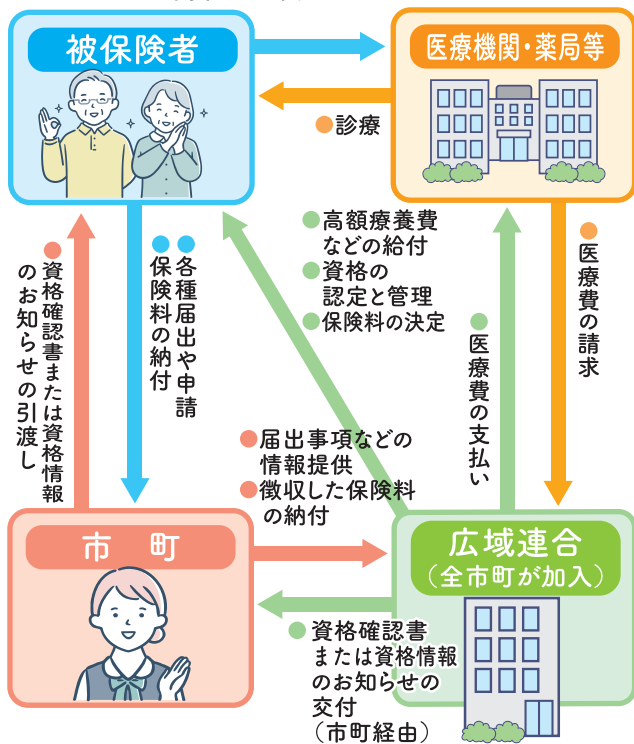
## 広域連合が行うこと

被保険者の認定や保険料の決定、医療の給付など制度の運営を行います。

## 市町が行うこと

被保険者へ資格確認書または資格情報のお知らせの引渡し、被保険者からの各種届出や申請の受付、保険料の徴収などを行います。

- マイナ保険証または資格確認書を提示
- 医療費の窓口負担



## ●財政運営

医療にかかる費用のうち一部負担（窓口負担）を除く部分を被保険者の保険料、後期高齢者支援金（現役世代の保険料）、公費によって負担します。

## 後期高齢者医療制度の医療費負担のしくみ

### 医療費の総額

### 後期高齢者の保険料

約 1 割

### 後期高齢者支援金 (現役世代の保険料)

約 4 割

### 公費 約 5 割 国:県:市町 (4:1:1)

+

医療機関・薬局等で支払う自己負担額

## 医療機関・薬局の受付で 提示するもの



### マイナ保険証



マイナ保険証をお持ちの方はマイナ保険証をご利用ください  
資格確認書をお使いの方も、利用登録いただければ、マイナ保険証の利用が可能です。

### 資格確認書



マイナ保険証をお持ちでない方は資格確認書をご利用ください

※資格情報のお知らせでは受診できません。

# 被保険者となる方

- 愛媛県内にお住まいの75歳以上の方  
75歳の誕生日から被保険者となります。  
加入手続きは不要です。
- 愛媛県内にお住まいの65歳から74歳の一定の障がい（身体障害者手帳1～3級または4級の一部など）がある方で、申請により広域連合の認定を受けた方  
認定を受けた日から被保険者となります。

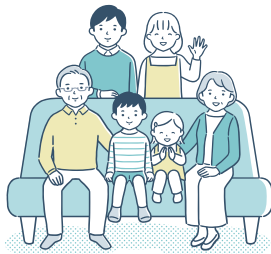
認定を受けようとする方は、身体障害者手帳、または障がいの程度が確認できる年金証書等を用意して、お住まいの市町の担当窓口申請してください。

なお、75歳になるまでは、いつでも将来に向かって申請を撤回することができます。

※生活保護受給者は除きます。

※施設等に入所している場合など、愛媛県内にお住まいでなくても被保険者となる場合があります（住所地特例）。

※過去に遡って申請や撤回はできません。



## 制度加入前日に会社の健康保険などに加入されていた方へ

制度加入後、それまで加入していた健康保険などの資格喪失の手続きをしてください。

また、その被扶養者だった方は国民健康保険などに別途加入することになりますので、必要な手続きをしてください。

# マイナンバーカードを健康保険証として利用できます

医療機関・薬局等の受付で、マイナンバーカードを健康保険証として利用することができます

（利用できない医療機関・薬局等もあります）。



## 利用方法

- ①事前にマイナポータルなどから「利用申込」を行う。

利用の申込は、マイナポータル（右の2次元コード①参照）や医療機関・薬局等に備え付けの顔認証付きカードリーダーから行ってください。



2次元コード①

- ②マイナンバーカードをカードリーダーにかざす。

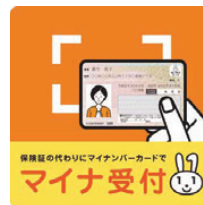
医療機関・薬局等の受付で、マイナンバーカードを窓口備え付けのカードリーダーにかざしてください。

マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により、後期高齢者医療の資格をオンラインで確認します。

## 利用できる医療機関・薬局等

目印となる「マイナ受付」ポスター・ステッカーが掲示されている医療機関・薬局等で利用できます。

また、利用できる医療機関・薬局等の情報は、厚生労働省ホームページ（2次元コード②参照）でも確認することができます。



2次元コード②

問合せ先

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178

（平日9:30～20:00 土日祝9:30～17:30）

※年末年始（12月29日～1月3日）を除く

# 資格確認書・資格情報のお知らせの交付 (令和8年8月以降の医療機関等の受診)

令和8年7月31日有効期限の資格確認書は被保険者全員に交付していましたが、令和8年8月からは、年齢やマイナ保険証の利用状況などによって資格確認書または資格情報のお知らせのどちらかを交付することとなります。

有効期間は原則8月1日から翌年の7月31日までとなっています。

※マイナ保険証のご利用状況は、お届けした資格確認書又は資格情報のお知らせを作成した時点の情報となります。

## 新規

- 75歳の誕生日までに送付されます。
- 65歳から74歳で一定の障がいがあると広域連合から認定されたときに交付されます。
- 他県から転入してきた場合など被保険者となったときに交付されます。

## 更新

- 毎年7月中旬頃に送付されます。

## 1. 資格確認書の交付対象

- 85歳以上の方全員(令和8年8月1日時点)
- 84歳以下で、マイナ保険証を普段からご利用されていない方(※1)  
(マイナ保険証をお持ちでない方も含みます)

※1 マイナ保険証を普段からご利用されていない方は、以下の方です。

- ① 過去1年間で6回以上マイナ保険証を利用されていない方
- ② 概ね直近3か月以内にマイナ保険証を利用されていない方

資格確認書の内容は、次のページをご確認ください。

## 2. 資格情報のお知らせの交付対象

- 84歳以下で、マイナ保険証を普段からご利用されている方(※2)

※2 マイナ保険証を普段からご利用されている方は、以下の①②の両方を満たす方です。

- ① 過去1年間で6回以上マイナ保険証を利用されている方
- ② 概ね直近3か月以内にマイナ保険証を利用されている方

資格情報のお知らせの内容は、次のページをご確認ください。

## 資格確認書

1人に1枚交付されます。  
医療機関・薬局等にかかるときは資格確認書またはマイナ保険証を窓口へ提示してください。  
(マイナ保険証については7ページを御確認ください。)



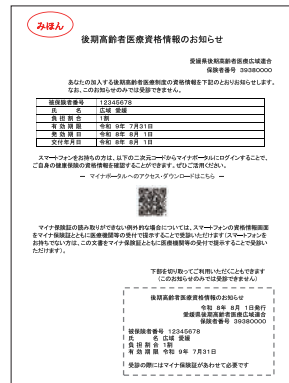
## 取扱いの注意事項

- 確認 ● 交付されたら記載内容を確認してください。
- 保管 ● いつでも使えるよう、大事に保管してください。
- 返却 ● 資格が無くなった場合や一部負担金の割合が変わった場合は返却してください。

※資格確認書の裏面に必ず住所を記入してください。  
※限度区分の記載が必要な方は、市町の窓口へ申請することで記載できます。  
※資格確認書をコピーしたものは使えません。  
※本人以外への使用は絶対にしないでください(法律により罰せられます)。

## 資格情報のお知らせ

- 1人に1枚(A4)交付されます。  
「資格情報のお知らせ」のみでは保険診療を受けることができません。
- カードリーダーの不具合など、何らかの事情で、医療機関・薬局等の窓口でマイナ保険証を利用できない場合に、マイナ保険証と一緒にご提示いただくことで受診できます。



## マイナ保険証での受診が 難しくなった場合

●マイナ保険証をお持ちでマイナ保険証での受診が難しくなった場合は、資格確認書の交付手続きをお住まいの市町の担当窓口で申請してください。



# 保 険 料

保険料は広域連合で決定し、被保険者一人ひとりに納めていただきます。

## ◆保険料の決まり方

保険料は、医療分と子ども・子育て支援納付金分（以下「子ども分」）の合計となります。医療分と子ども分は、それぞれ被保険者が等しく負担する「均等割額（応益分）」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額（応能分）」を合計して算出します。

保険料を決める基準である保険料率（均等割額と所得割率）は、医療分は2年ごと、子ども分は毎年見直しを行います。この保険料率は、愛媛県内のどの市町にお住まいでも同じです。

## 令和8年度保険料額（1人当たり年額）

|             |                                                                 |   |                               |   |                                                                 |
|-------------|-----------------------------------------------------------------|---|-------------------------------|---|-----------------------------------------------------------------|
| 保険料<br>（年額） | <b>医療分</b><br>限度額<br><b>85万円</b><br><small>* 10円未満切捨て</small>   | = | <b>均等割額</b><br><b>55,630円</b> | + | <b>所得割額</b><br>（総所得金額等－43万円）<br>基礎控除額<br>×<br>所得割率 <b>9.79%</b> |
|             | <b>子ども分</b><br>限度額<br><b>2万1千円</b><br><small>* 10円未満切捨て</small> | = | <b>均等割額</b><br><b>1,320円</b>  | + | <b>所得割額</b><br>（総所得金額等－43万円）<br>基礎控除額<br>×<br>所得割率 <b>0.25%</b> |

※年度の途中で被保険者の資格を取得したときや喪失したときは、月割で計算した保険料になります。

## 子ども・子育て支援納付金分（子ども分）について

「子ども・子育て支援金制度」は、子育て世帯に対する支援（給付）の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。子ども・子育て支援金は、「児童手当の拡充」や「妊婦のための支援給付」など、子どもや子育て世帯を支援する事業の財源として活用されます。

子ども分は医療分と合わせてご負担いただきます。

## ◆総所得金額等の計算方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{総所得金額等*} \\ \hline \text{* 社会保険料控除等の各種控除前の金額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{公的年金等の所得} \\ \hline \text{公的年金等収入} \\ \text{－ 公的年金等控除額} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{給与所得} \\ \hline \text{給与収入} \\ \text{－ 給与所得控除額} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{その他の所得} \\ \hline \text{その他の収入*} \\ \text{－ 必要経費} \\ \text{* 事業・不動産・株式など} \\ \hline \end{array}$$

※障害・遺族・老齢福祉年金などの非課税年金は、総所得金額等には含まれません。

※その他の所得には、退職所得金額以外の分離課税の所得金額も含まれます。

※公的年金等の所得と給与所得の両方があり、その合計額が10万円を超える場合は、給与所得控除額に所得金額調整控除額（上限10万円）が加算されます。

## ◆公的年金等の所得の計算方法

「公的年金等に係る雑所得」以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合

| 年齢    | 公的年金等の収入金額の合計額（年額） | 公的年金等の所得の計算式     |
|-------|--------------------|------------------|
| 65歳以上 | 330万円未満            | 収入金額－110万円       |
|       | 330万円以上410万円未満     | 収入金額×75%－27万5千円  |
|       | 410万円以上770万円未満     | 収入金額×85%－68万5千円  |
|       | 770万円以上1,000万円未満   | 収入金額×95%－145万5千円 |
|       | 1,000万円以上          | 収入金額－195万5千円     |

※年齢は年金を受給した年の12月31日現在の満年齢です。

## ◆給与等の所得の計算方法

| 給与等の収入金額の合計額（年額）         | 給与等の所得の計算式          |
|--------------------------|---------------------|
| 1,900,000円まで             | 収入金額－650,000円       |
| 1,900,001円から3,600,000円まで | 収入金額×70%－80,000円    |
| 3,600,001円から6,600,000円まで | 収入金額×80%－440,000円   |
| 6,600,001円から8,500,000円まで | 収入金額×90%－1,100,000円 |
| 8,500,001円以上             | 収入金額－1,950,000円     |

## ◆保険料の軽減

### 所得の低い方の軽減

#### 均等割額の軽減

世帯の所得状況に応じて下記のとおり均等割額は軽減されます。

| 対象者の所得要件<br>(世帯主及び世帯の被保険者全員の<br>軽減判定所得の合計額)             | 医療分      |              | 子ども分     |              |
|---------------------------------------------------------|----------|--------------|----------|--------------|
|                                                         | 軽減<br>割合 | 軽減後の<br>均等割額 | 軽減<br>割合 | 軽減後の<br>均等割額 |
| 43万円＋<br>10万円×(★給与・年金所得者の数－1)<br>以下                     | 7.2割     | 15,576円/年    | 7割       | 396円/年       |
| 43万円＋<br>31万円×(世帯の被保険者数)＋<br>10万円×(★給与・年金所得者の数－1)<br>以下 | 5割       | 27,815円/年    | 5割       | 660円/年       |
| 43万円＋<br>57万円×(世帯の被保険者数)＋<br>10万円×(★給与・年金所得者の数－1)<br>以下 | 2割       | 44,504円/年    | 2割       | 1,056円/年     |

※軽減判定は4月1日(4月2日以降新たに加入した場合は加入した日)の世帯状況で行います。

※65歳以上の公的年金受給者は、軽減判定の際に限り、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円が控除されます。

※軽減判定時の総所得金額等では、専従者控除、土地・建物等の譲渡所得の特別控除は適用されません。

※所得の申告をされていない方については、基準に該当するかどうか不明のため軽減が適用されません。

★給与・年金所得者の数とは、次のいずれかに該当する方の合計人数です。

- ・給与の収入金額(専従者給与と収入を除く)が55万円を超える方
- ・65歳未満かつ公的年金等収入金額が60万円を超える方
- ・65歳以上かつ公的年金等収入金額が125万円を超える方

#### 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった方(国民健康保険・国民健康保険組合は除く)は、**所得割額の負担はなく、加入から2年を経過する月まで均等割額が5割軽減**されます。

なお、「所得の低い方の軽減」にも該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。



## ◆保険料のモデルケース

### 例1 単身の世帯

| 年金収入(※1) | 均等割額＋所得割額＝総額(※2) |                                   | 保険料(年額) |
|----------|------------------|-----------------------------------|---------|
| 153万円以下  | 医療分              | 15,576円＋0円＝15,570円<br>(7.2割軽減)    | 15,960円 |
|          | 子ども分             | 396円＋0円＝390円<br>(7割軽減)            |         |
| 180万円    | 医療分              | 27,815円＋26,433円＝54,240円<br>(5割軽減) | 55,570円 |
|          | 子ども分             | 660円＋675円＝1,330円<br>(5割軽減)        |         |
| 200万円    | 医療分              | 44,504円＋46,013円＝90,510円<br>(2割軽減) | 92,740円 |
|          | 子ども分             | 1,056円＋1,175円＝2,230円<br>(2割軽減)    |         |

(※1) 収入は年金収入のみの場合として計算

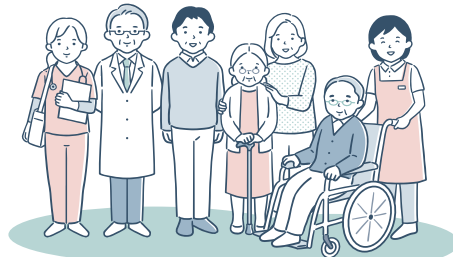
(※2) 10円未満切捨て

### 例2 夫婦二人の世帯

| 年金収入(※1)  | 均等割額＋所得割額＝総額(※2) |                                   | 保険料(年額) |
|-----------|------------------|-----------------------------------|---------|
| (夫) 200万円 | 医療分              | 27,815円＋46,013円＝73,820円<br>(5割軽減) | 75,650円 |
|           | 子ども分             | 660円＋1,175円＝1,830円<br>(5割軽減)      |         |
| (妻) 135万円 | 医療分              | 27,815円＋0円＝27,810円<br>(5割軽減)      | 28,470円 |
|           | 子ども分             | 660円＋0円＝660円<br>(5割軽減)            |         |

(※1) 収入は年金収入のみの場合として計算

(※2) 10円未満切捨て



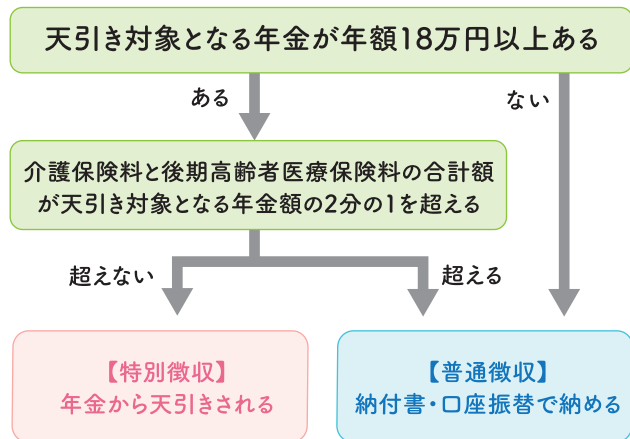
## ◆保険料の納め方

保険料は、お住まいの市町に納めていただきます。

保険料の納付方法は、年金から天引きされる「特別徴収」が原則となります。ただし、天引き対象となる年金額によっては納付書または口座振替による「普通徴収」となります。

### ※天引き対象となる年金について

複数の年金を受給している場合、種類等によって天引き対象となる年金が定められているため、受給している年金の総額が年額18万円以上の場合でも年金天引きとならない場合があります。



※新たに被保険者になられた方や住所を異動した方は、年金天引きが始まるまでに時間がかかるため、それまでの間は普通徴収となります。

### 年金天引きから口座振替に変更できます

保険料は、年金天引きの対象となる方でも、申し出により各市町が認めた場合、口座振替による納付に変更できます。

変更を希望される方は、お住まいの市町の担当窓口にお申し出ください。



## 【特別徴収】年金から天引きされる場合

年金支給の際に、年金から保険料が天引きされます。

|     |             |             |            |
|-----|-------------|-------------|------------|
| 仮徴収 | 4月<br>(1期)  | 6月<br>(2期)  | 8月<br>(3期) |
| 本徴収 | 10月<br>(4期) | 12月<br>(5期) | 2月<br>(6期) |

●前年の所得が確定するまでは、原則、前年度の2月に天引きされた額と同額が天引きされます。

●前年の所得が確定した後は、年間保険料額から仮徴収分を引いた額が三期に分けて天引きされます。

## 【普通徴収】納付書・口座振替で納める場合

市町から送られてくる納付書により、指定された金融機関等で納期限内に納めます。便利な口座振替をご利用ください。国民健康保険料(税)を口座振替で納めていた場合でも、あらためて手続きが必要になります。

## ◆保険料は必ず納期限内にお納めください



### 保険料を滞納したとき

- 督促手数料や延滞金を徴収される場合があります。また、預金、給料、年金、不動産などの財産の差押え処分を受ける場合があります。
- 特別な事情がなく、1年以上保険料を滞納すると、資格確認書を返還いただき、「特別療養費」が支給される場合があります。その場合、医療機関や薬局などにかかるときは、医療費をいったん全額自己負担することになります。
- さらに、1年6か月以上保険料を滞納すると、医療給付(高額療養費など)の支払いの全部、または一部が差し止めになり、その給付額から滞納保険料が差し引かれる場合があります。

## ◆保険料の減免について

災害など特別な事情により保険料の納付が困難な場合は、お早めにお住まいの市町の担当窓口にご相談ください。

申請により保険料の減免を受けられることがあります。

# 自己負担割合

病気やけがで診療を受けるときは、マイナ保険証または資格確認書を医療機関・薬局等の窓口に提示して、かかった医療費の一部を自己負担します。

※健康診断、予防接種、差額ベッド代、仕事中の病気やけが（労災保険）などは対象外です。

## 【自己負担割合】

一般及び  
低所得者  
**1割**

一定以上の  
所得のある方  
**2割**

現役並み  
所得者  
**3割**

**1割  
負担**

### ■一般及び低所得者

同一世帯の被保険者全員がいずれも住民税課税所得<sup>（注1）</sup>28万円未満（各種控除後）の方<sup>（注2）</sup>または「一定以上の所得のある方」に該当しない方

**2割  
負担**

### ■一定以上の所得のある方

現役並み所得者（負担割合3割）に該当せず、同一世帯の被保険者のうち住民税課税所得<sup>（注1）</sup>が最大の方の課税所得が28万円以上で、かつ「年金収入<sup>（注3）</sup>＋その他の合計所得金額<sup>（注4）</sup>」が200万円以上（被保険者が2人以上の場合は、合計が320万円以上）ある方

**3割  
負担**

### ■現役並み所得者

同一世帯に住民税課税所得<sup>（注1）</sup>145万円以上（各種控除後）の被保険者がいる方<sup>（注2）（注5）</sup>

（注1）住民税課税所得とは、収入金額から必要経費を差し引いた総所得金額等から、さらに各種所得控除（社会保険料控除、医療費控除等）を差し引いて算出したものをいいます。

（注2）世帯主であって同一世帯内に19歳未満の方がいる被保険者は、住民税課税所得と異なる場合があります。

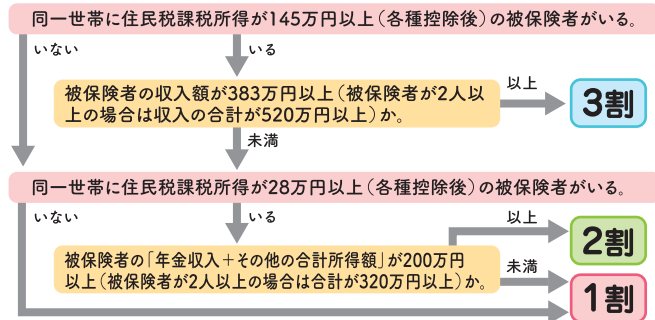
（注3）年金収入には、遺族年金や障害年金は含まれません。

（注4）その他の合計所得金額とは、事業収入や給与収入等から必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額をいいます。

（注5）平成27年1月以降、昭和20年1月2日以降生まれの被保険者がいる世帯で、世帯の被保険者全員の旧ただし書所得（総所得金額等から43万円を引いた額）の合計額が210万円以下である場合は2割または1割負担となります。

※住民税非課税世帯の方は、上記にかかわらず1割負担となります。

## ◆自己負担割合の判定フロー



## ◆自己負担割合の判定時期

### ●年単位

前年の所得に基づき判定を行い、毎年8月から新しい自己負担割合が適用されます。

### ●月単位

所得更正や世帯異動等により所得区分が変更になった場合は、該当する期間までさかのぼって適用されますので、医療機関・薬局等の窓口で支払った自己負担の差額を調整（追加徴収または還付）することとなります。

## ◆自己負担割合の基準収入額

3割負担に該当する方でも、収入額（年金・給与等収入合計）が一定の基準額に満たない場合は申請等により2割または1割負担となります。（下表を参照）

### ●同一世帯に被保険者が一人の場合

| 住民税課税所得 | 被保険者の収入額 | 自己負担割合            |
|---------|----------|-------------------|
| 145万円以上 | 383万円未満  | 3割（申請等により2割または1割） |
|         | 383万円以上  | 3割                |

### ●同一世帯に被保険者が二人以上いる場合

| 住民税課税所得 | 被保険者全員の収入合計額 | 自己負担割合            |
|---------|--------------|-------------------|
| 145万円以上 | 520万円未満      | 3割（申請等により2割または1割） |
|         | 520万円以上      | 3割                |

### ●同一世帯に被保険者が一人で、被保険者本人の収入額が383万円以上でかつ70歳から74歳の方がいる場合

| 被保険者の住民税課税所得 | 被保険者と70歳から74歳の方の全員の収入合計額 | 自己負担割合            |
|--------------|--------------------------|-------------------|
| 145万円以上      | 383万円以上520万円未満           | 3割（申請等により2割または1割） |
|              | 520万円以上                  | 3割                |

## ◆一部負担金（医療費の窓口負担）の減免について

災害など特別な事情により一部負担金のお支払いが困難な場合は、お早めにお住まいの市町の担当窓口にご相談ください。

申請により一部負担金の減額を受けられることがあります。

# 医療費が高額になったとき

1か月にかかる自己負担額が高額になった場合、申請して認められると、所得区分に応じた負担限度額を超えた分が「高額療養費」として支給されます。



※令和8年8月から1か月にかかる自己負担額の上限が引き上げられる予定です。

| 自己負担割合 | 所得区分<br>( )は資格確認書の表記 |                    | 外来<br>(個人ごとの負担限度額)                                               | 外来+入院<br>(世帯ごとの負担限度額)     |
|--------|----------------------|--------------------|------------------------------------------------------------------|---------------------------|
|        |                      |                    |                                                                  |                           |
| 3割     | 現役並み所得者              | Ⅲ 課税所得690万円以上(現役Ⅲ) | 252,600円<br>+ (医療費(10割) - 842,000円) × 1% (注1)<br>[140,100円] (注2) |                           |
|        |                      | Ⅱ 課税所得380万円以上(現役Ⅱ) | 167,400円<br>+ (医療費(10割) - 558,000円) × 1% (注1)<br>[93,000円] (注2)  |                           |
|        |                      | Ⅰ 課税所得145万円以上(現役Ⅰ) | 80,100円<br>+ (医療費(10割) - 267,000円) × 1% (注1)<br>[44,400円] (注2)   |                           |
| 2割     | 一般Ⅱ (注3)             |                    | 18,000円<br>(年間上限144,000円) (注6)                                   | 57,600円<br>[44,400円] (注2) |
| 1割     | 一般Ⅰ (注3)             |                    |                                                                  |                           |
|        | 低所得者Ⅱ (区Ⅱ) (注4)      |                    |                                                                  | 24,600円                   |
|        | 低所得者Ⅰ (区Ⅰ) (注5)      |                    | 8,000円                                                           | 15,000円                   |

※75歳到達月(月の初日が誕生日の場合を除きます)については、個人単位の負担限度額が2分の1になります。

- (注1) [(医療費 - 〇〇円) × 1%] は医療費が〇〇円を超えた場合、超過額の1%を加算。
- (注2) [ ] 内は後期高齢者医療制度において、過去12か月以内に世帯ですでに3回以上の高額療養費が支給されている場合、4回目からの額。
- (注3) 現役並み所得者、低所得者Ⅰ・Ⅱに該当しない方。
- (注4) 世帯全員が住民税非課税の方。
- (注5) 世帯全員が住民税非課税であり、各種収入等から必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる方。  
※年金収入は控除額を826,500円として計算します。  
※総所得金額に給与所得が含まれる場合は、給与所得の金額から10万円を控除します。
- (注6) 年間とは毎年8月1日から翌年7月31日が対象となります。

## ◆計算にあたっての注意

- 病院、診療所、診療科の区別なく合算します。
- 自己負担額には入院時の食事代、差額ベッド代、その他保険適用外の額は含みません。
- まず、外来(個人ごとの負担限度額)を適用した後に、外来+入院(世帯ごとの負担限度額)を適用します。



## ◆高額療養費の申請について

はじめて高額療養費に該当した方には、お知らせと申請書を送付しますので、お住まいの市町の担当窓口申請してください。(一度申請すると、次回から申請の必要はありません)

## ◆高額な診療も窓口負担が軽減

1か月の間に1つの医療機関・薬局等に支払う自己負担額は、所得区分に応じた負担限度額までとなります。

※柔道整復、はり・きゅう、あんま・マッサージなどは対象外です。

## 限度額適用認定等について

### 【世帯全員が住民税非課税の方】

一部負担金限度区分が記載された資格確認書を医療機関・薬局等の窓口に提示することで医療費の窓口負担に負担限度額が適用され、入院時には食事代が減額されます。

### 【住民税が課税の方またはその世帯員】

一部負担金限度区分が記載された資格確認書を医療機関・薬局等の窓口に提示することで医療費の窓口負担に負担限度額が適用されます。

資格確認書に一部負担金限度区分の記載を希望する方は、お住まいの市町の担当窓口にて申請をしてください。マイナ保険証をお持ちの方は、オンライン資格確認を受けることで、医療費の窓口負担に負担限度額が適用されます。

## 高額医療・高額介護合算制度

同一世帯の被保険者で、1年間の医療費と介護サービス費の自己負担額の合算が高額になった場合、申請して認められると、所得区分に応じた負担限度額を超えた額が支給されます。

| 所得区分        |               | 負担限度額(年額) |
|-------------|---------------|-----------|
| 現役並み<br>所得者 | Ⅲ 課税所得690万円以上 | 212万円     |
|             | Ⅱ 課税所得380万円以上 | 141万円     |
|             | Ⅰ 課税所得145万円以上 | 67万円      |
| 一般          |               | 56万円      |
| 低所得者Ⅱ       |               | 31万円      |
| 低所得者Ⅰ       |               | 19万円      |

- 1年間とは毎年8月1日から翌年7月31日までです。
- 自己負担額には、入院時の食事代、差額ベッド代、その他保険適用外の額は含みません。また、高額療養費が支給された場合は、その額を差し引いた額になります。
- 自己負担額から負担限度額を差し引いた額が500円を超える場合に限り支給されます。

## 入院したときの食事代・居住費

入院したときの食事代は、下記の金額を負担します。

低所得者Ⅰ・Ⅱの方は、「資格確認書」を医療機関の窓口に掲示またはオンラインによる確認を受ける必要があります。

| 所得区分    |                   | 1食当たりの食事代            |
|---------|-------------------|----------------------|
| 現役並み所得者 |                   | 550円 <sup>(注1)</sup> |
| 一 般     |                   |                      |
| 低所得者Ⅱ   | 過去12か月の入院日数が90日以内 | 270円                 |
|         | 過去12か月の入院日数が91日以上 | 220円 <sup>(注2)</sup> |
| 低所得者Ⅰ   |                   | 130円                 |

(注1) 所得区分が「現役並み所得者」または「一般」の方で、以下の①に該当する方は330円です。②に該当する方は260円です。

①指定難病患者

②平成28年3月31日において1年以上継続して精神病床に入院していた方であって、平成28年4月1日以後も引き続き医療機関に入院している方。

(注2) 低所得者Ⅱの認定を受けてからの入院日数が90日超過後(前保険での日数も含む)に、お住まいの市町の担当窓口にて別途「長期入院該当」の届出が必要です。

### ◆療養病床に入院したとき

※入院医療の必要性が高い方(人工呼吸器、静脈栄養等が必要な方や難病の方等)は上記の「入院したときの食事代」を自己負担します。

| 所得区分      | 1食当たりの食事代            | 1日当たりの居住費            |
|-----------|----------------------|----------------------|
| 現役並み所得者   | 550円 <sup>(注3)</sup> | 430円 <sup>(注4)</sup> |
| 一般        |                      |                      |
| 低所得者Ⅱ     | 270円                 |                      |
| 低所得者Ⅰ     | 160円                 | 0円                   |
| 高齢福祉年金受給者 | 130円                 |                      |

(注3) 保険医療機関の施設基準等により、510円の場合もあります。

(注4) 指定難病患者は0円。

## 訪問看護療養費

医師が必要と認めて訪問看護ステーションなどを利用した場合は、費用の一部を自己負担すれば、残りの費用は広域連合が負担します。



## 葬 祭 費

被保険者が亡くなった場合、申請により葬祭を行った方に葬祭費**2万円**が支給されます。

申請に必要なもの

- 葬祭執行者及び葬祭日が確認できるもの
- 口座番号、口座名義人が確認できるもの

## 特定疾病

特定疾病（人工透析実施の慢性腎不全、血友病、抗ウイルス剤投与の後天性免疫不全症候群）の治療を受ける場合は、医療機関窓口で「特定疾病療養受療証」または特定疾病区分が記載された「資格確認書」を提示すれば、1つの医療機関等での1か月の自己負担額が1万円までとなります。（入院・外来別）

受療証の交付または資格確認書への記載を希望する方は、お住まいの市町の担当窓口申請してください。

※マイナ保険証をお持ちの方も、新たに治療を受ける場合は、申請が必要です。

※以前加入の健康保険で特定疾病療養認定の方も再度申請が必要です。

また、特定疾病の治療を受けた医療機関と院外の調剤薬局で処方された薬代を合計して1万円を超えて支払ったときに、超えた部分を受給できる場合があります。

詳しくは、愛媛県後期高齢者医療広域連合にお問い合わせください。

## 払い戻しが受けられるとき

下の表のような場合で医療費などを全額支払ったときは、お住まいの市町の担当窓口申請して認められると保険給付分の払い戻しを受けることができます。

申請に必要なもの

- マイナ保険証または資格確認書
- 口座番号、口座名義人が確認できるもの

| こんなとき                                                                                 | 申請に必要な書類                                                                                                      |
|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 急病など、やむを得ない事情で保険証（資格確認書）を出さずに治療を受けたとき                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 診療報酬明細書（レセプト）</li> <li>● 領収書</li> </ul>                              |
| 2 医師が認めたコルセットなど治療用装具を作ったとき                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 医師の意見書</li> <li>● 領収書</li> </ul>                                     |
| 3 医師の同意の下、はり・きゅう、あんま・マッサージの施術を受けたとき                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 施術内容明細書</li> <li>● 医師の同意書</li> <li>● 領収書</li> </ul>                  |
| 4 海外渡航中、急病などにより治療を受けたとき（治療目的で海外へ行った場合や日本国内で保険適用とならないものについては対象となりません）                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 診療内容明細書</li> <li>● 領収書</li> <li>● 日本語翻訳文</li> <li>● パスポート</li> </ul> |
| 5 負傷、疾病等により移動が困難な方が、医師の指示に基づいた緊急的な入院、転院をする場合に、移送に要した費用がかかったとき<br>※緊急その他やむを得ない場合に限ります。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 医師の意見書</li> <li>● 領収書</li> </ul>                                     |

# 柔道整復(接骨院・整骨院) の正しいかかり方

柔道整復(接骨・整骨・骨つぎ)とは、骨や関節・筋肉のけが(すべったり、転んだり、ぶついたりしたときの新しい負傷)の治療・応急手当を目的とする施術です。

## 医療保険が使える施術

- 打撲 ■ ねんざ ■ 挫傷(肉離れなど)
- 骨折・脱臼(応急手当の場合を除き、医師の同意が必要です)

- 負傷の原因を正しく伝えて施術を受けましょう。
- 治療が長引く場合は、一度医師の診断を受けましょう。

## 注意 全額自己負担になる施術

- 単なる肩こり・腰痛・肉体疲労
- 特にけがはないが、気持ちがいいから受けるもの(慰安目的)
- 病氣(神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど)からくる痛み
- 古傷など、症状改善の見られない長期の治療
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 整形外科や外科で治療中の部位
- 「ついでに他の部分も」や「家族に付き添ったついでに」などの「ついでに」受診
- 交通事故や業務上の負傷 など

- 療養費支給申請書の内容をよく確認し、自分で署名または記名しましょう。
- 領収書をもらいましょう。

# あんま・マッサージ、 はり・きゅうの正しいかかり方

他に治療の手段がなく**医師が必要と認めた場合**、症状改善などの目的で、あんま・マッサージ、はり・きゅうが受けられます。

## 医療保険が使える施術

### [あんま・マッサージ]

- 筋麻痺・関節拘縮などで、医療上マッサージを必要とする症状

### [はり・きゅう]

- 神経痛 ■ 腰痛症 ■ 頸椎捻挫後遺症
- 五十肩 ■ リウマチ ■ 頸腕症候群

- 医師の同意書が必要です。また継続して受ける場合は、定期的に医師の同意を受けなければなりません。
- 歩行不能・歩行困難などの通院ができない特別な理由がある場合で、医師が同意した往療料(往診にかかる費用)も医療保険が使えます。

## 注意 全額自己負担になる施術

- 疲れやコリをとるためや、気持ちがいいから受けるもの(疲労回復や慰安目的)
- 疾病予防のため など

## 注意 全額自己負担になる往療料

- 交通手段がない ● 遠い など

- あんま・マッサージ、はり・きゅう、柔道整復の施術を受けるときは、医療保険を正しく利用しましょう。

# 医療費のお知らせ

## ●医療費のお知らせを、年2回お送りしています。

医療機関や薬局等からの医療費の請求書（診療報酬明細書等（レセプト））に基づき、年間の受診内容や医療費の額等をお知らせすることにより、ご自身の健康と医療に対する関心を深め、それらに誤りがないかをご確認いただくために、年に2回、対象者に一斉発送しています。

| 回次  | 対象期間    | 発送時期<br>（配達時期の目安） |
|-----|---------|-------------------|
| 1回目 | 11～12月分 | 6月上旬発送            |
| 2回目 | 1～10月分  | 2月上旬発送            |

※医療費のお知らせを作成する時点で亡くなられている方については、一斉発送の対象となりません。



## ご注意ください

医療費のお知らせは、確定申告の手続において、医療費控除の明細書として活用することができますが、あくまで医療費の額等を確認いただくために発行しているものです。

お住まいの地域における郵便の配達状況によっては、ご希望の時期までに医療費通知が届かない場合があります。確定申告の手続に当たっては、領収書等により実際のご負担額をご確認のうえ、申告していただきますようお願いいたします。（11～12月分については領収書等を保管しておき、ご対応ください。）

※確定申告に関するご不明な点については、お住まいの地域を所管する税務署へお問い合わせください。

# ジェネリック医薬品を活用しましょう

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、先発医薬品の特許期間終了後に、国の承認を得て製造・販売される医薬品です。

## ポイント

- 先発医薬品と有効成分が同じなので、同等の効果が得られます。
- 開発コストが少ない分、先発医薬品より安価です。



## 留意していただきたいこと

- ◆すべての薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。
- ◆薬代が下がっても、薬以外の料金によって、自己負担額が先発医薬品の使用時と変わらない場合もあります。
- ◆ジェネリック医薬品を取り扱っていなかったり、取り寄せになったりすることもあります。
- ◆医師が使用を認めない場合は切り替えることができません。
- ◆ジェネリック医薬品がある薬で、先発医薬品の処方を希望する場合、特別の料金選定療養費が加算されます。（先発医薬品の必要があると認められる場合などは除く）

27

← 切り取り線 ✂



後発医薬品

**ジェネリック医薬品  
希望カード**

私はジェネリック医薬品を希望します。

## 交通事故などにあつたとき

交通事故など、第三者（加害者）による受傷で診療を受けた場合、通常、加害者側が過失割合に応じて医療費を負担しますが、**お住まいの市町の担当窓口**に**届出**をいただくことで**マイナ保険証**または**資格確認書**を使用して診療を受けることができます。

届出いただくことで、広域連合が一時的に医療費を立て替え、後日加害者に請求することになりますので、医療機関を受診する際には第三者の行為による受診であることを申し出てください。

届出に  
必要なもの

- 第三者行為による傷病届等
- マイナ保険証または資格確認書
- 印かん ● 事故証明書（後日でも可）

※交通事故の場合、事故証明書が必要となりますので、小さな事故でも必ず警察に届け出てください。

### 注意

示談の前に必ず市町の  
担当窓口へ届出を

届出前に示談を済ませてしまうと、後期高齢者医療制度での保険給付を受けられなくなる場合があります。

28

医師  
薬剤師の  
先生へ

ジェネリック医薬品  
をお願いします。

- 変更可能であればジェネリック医薬品（後発医薬品）へ変更をお願いします。
- このカードは、マイナ保険証または資格確認書・診察券などと一緒にお願いします。

氏 名

## 臓器提供意思表示欄について

移植医療に対する理解を深めていただくことができよう、資格確認書の裏面に「臓器提供に関する意思表示欄」を設けています。

※マイナンバーカードについては表面に「臓器提供に関する意思表示欄」があります。

### ○臓器移植について

臓器移植は病気や事故によって臓器（心臓や肝臓など）が機能しなくなった方に、他の方の健康な臓器を移植して、機能を回復させる医療です。

### ○臓器提供について

臓器提供は、脳死後あるいは心臓が停止した死後にできます。臓器移植法が改正され、生前に書面で臓器を提供する意思表示している場合に加え、ご本人の臓器提供の意思が不明な場合も、ご家族の了承があれば臓器提供できるようになりました。

そのため、みなさん自身の意思を尊重するためにも、今、臓器提供について考え、家族と話し合い、自分の臓器提供に関する意思を表示しておくことが大切です。

### 臓器移植に関するご質問・お問い合わせは

（公社）日本臓器移植ネットワーク

フリーダイヤル：0120-78-1069（平日9:00～17:30）  
ホームページ：<https://www.jotnw.or.jp>

### 臓器提供の意思表示欄の記入について

- ◆ これまで0～70歳代の方からの臓器提供が行われており、どなたでも記入いただけます。  
また、記入するかどうかは、ご本人の判断によるものであり、必ずしも意思表示欄に記入する必要はありません。
- ◆ 意思表示した内容について、医療機関等に知られたくないという方のために、意思表示欄の記載内容を隠すための保護シールをお住まいの市町の担当窓口にて備えています。

29

# 健康診査(健診)を受けましょう

- 今の体の状態を総合的に調べましょう。
- 無料**で受けることができます(1年度1回)。

※病院または診療所に6か月以上継続して入院している方、(特別)養護老人ホーム・介護保険施設・障害者支援施設に入所している方などは対象となりません。

## 健診を受けるには?

- 受診の際は「マイナ保険証」または「資格確認書」と「受診券」が必要です。
- 健診には、集団健診と個別健診があります。



|       |      |                                  |
|-------|------|----------------------------------|
| 受診場所等 | 集団健診 | 保健センターや地域の健診会場などで決まった日に開催されます。   |
|       | 個別健診 | かかりつけやお近くの医療機関で希望の日を受診することができます。 |

- 健診の日程、申込み方法、受診場所や受診券の交付等について、**お住まいの市町の健診担当窓口**にお問い合わせください。

## 基本的な健診項目

- 身体計測(身長、体重、BMI)
- 血圧測定
- 尿検査(糖、たんぱく、潜血)
- 血液検査(血糖、脂質、クレアチニン、尿酸など)

など



## 基準に基づき医師が必要と認める項目

- 貧血検査
- 心電図検査
- 眼底検査

◆過去5年分の健診結果がマイナポータルで閲覧できます。

# 歯科口腔健康診査を受けましょう

- 歯や口の中の健康を維持することは、体の健康にもつながります。
- 毎年6月から翌年2月末まで**無料**で受けることができます(1年度1回)。

※病院または診療所に6か月以上継続して入院している方、(特別)養護老人ホーム・介護保険施設・障害者支援施設に入所している方などは対象となりません。

## 歯科口腔健診を受けるには?

- 愛媛県後期高齢者医療広域連合**に電話(☎089-911-7739)等で、直接お申込みください。
- 受診希望者に、「クーポン券」、「受診票」、「質問紙」、「健診のしおり」等をお送りします。
- クーポン券等を受け取った方は、歯科口腔健診を実施している医療機関(同封の健診のしおりに一覧表があります)にお申込みください。



## 主な健診項目

お口の総合的な健康状態を調べることができます。

- 歯の状態(歯・入れ歯のかみ合わせやかむ力の確認)
- 舌の状態
- 飲み込む力の確認
- 口腔の状態
- 歯肉の状態
- 保健指導 など



## 訪問による歯科健診もできます

介護認定を受けており、骨折等により通院が難しい方は、ご自宅まで歯科医が訪問して歯科健診を実施します。

詳しくは愛媛県後期高齢者医療広域連合にご相談ください。

## 医療機関における適正受診にご協力をお願いします

- 休日や夜間に救急医療機関で受診しようとする際には、平日の時間内に受診することができないか、もう一度考えてみましょう。
- かかりつけの医師を持ち、気になることがあったら、まずは相談しましょう。
- 同じ病気で複数の医療機関を受診することは控えましょう。重複する検査や投薬により、かえって体に悪影響を与えるおそれがあります。
- 薬が余っているときは、医師や薬剤師に相談しましょう。

## お薬手帳を活用しましょう

### もらいすぎた薬が余っていませんか？

お薬手帳を一冊にすることで、薬の飲み合わせの確認や、同じ効果の薬が出ていないかなど、薬に関する相談がスムーズになります。



## 特殊詐欺に 気をつけて！



犯人は、皆さまのお宅に電話を掛け言葉巧みに話し、現金を振り込ませようとします。

### 特殊詐欺の手口

**注意！**

**広域連合等の職員を  
名乗る者からの電話**



愛媛県後期高齢者医療広域連合の〇〇と申します。  
××さんは、□年分の医療費の還付金が●万円あります。  
以前、ご案内を送付しましたが、期限を過ぎても手続きされなかったので、ご連絡しました。今日中であれば、特別に手続きが出来ます。金融機関の担当者から手続きの方法を説明しますので、ご利用の金融機関を教えてください。

**注意！**

**警察官を  
名乗る者から電話**



詐欺グループの一人を逮捕しましたが、証拠品の中からあなたのクレジットカードが出てきました。無罪であることを証明し、逮捕状を取り下げるためにはお金を振り込む必要があります。捜査が終われば全額返金しますので、指定する口座にお金を振り込んでください。

**注意！**

**郵便局員等を  
名乗る者から電話**



(郵便局員を名乗る男) あなたが出した郵便物の保管期限が切れています。  
氏名、住所、連絡先を教えてください。  
こちらから警察につなぎます。  
(警察官を名乗る男) 個人情報不正に利用されています。  
今から電話口で供述調書を作成します。

# こんなときは必ず届出を

| こんなときは                                                                   | 必要なもの                                                   |
|--------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 愛媛県外へ転出するとき                                                              | ● 資格確認書または資格情報のお知らせ                                     |
| 愛媛県内に転入するとき                                                              | ● 負担区分等証明書                                              |
| 県外の施設・病院等に入所・入院し、住所を施設等の所在地に移すとき                                         | ● 資格確認書または資格情報のお知らせ                                     |
| 生活保護を受けるようになったとき                                                         | ● 資格確認書または資格情報のお知らせ<br>● 生活保護開始決定通知書                    |
| 生活保護を受けなくなったとき                                                           | ● 生活保護停廃止決定通知書                                          |
| 被保険者が亡くなったとき (P22 参照)                                                    | ● 葬祭執行者の預金通帳<br>● 葬祭執行者であることが確認できる書類                    |
| 一定の障がいのある方が65歳になったとき、または一定の障がいのある状態となったときで認定を希望されるとき (65歳から74歳の方) (P6参照) | ● 国民年金証書<br>● 各種手帳 (身体障害者・療育・精神障害者保健福祉) 等障がいの程度が確認できる書類 |

※ 上記以外のもが必要になる場合があります。市町の担当窓口

申請手続きに際し、マイナンバー (個人番号) を確認できる書  
発行した顔写真付きの証) が必要になります。詳しくは、市町の

申請手続きに際し、  
マイナンバーの記入が必要です。



| こんなときは                                              | 必要なもの                                         |
|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| マイナ保険証の利用登録解除をしたいとき                                 | ● 本人確認ができる書類                                  |
| 広域連合による障害認定を撤回するとき (65歳から74歳の方) (P6参照)              | ● 資格確認書または資格情報のお知らせ                           |
| 自己負担割合が3割で収入額が一定の基準額に満たないとき (P17参照)                 | ● 対象者の収入状況のわかるもの                              |
| 低所得者Ⅱの方が、長期入院に該当するとき (P21 参照)                       | ● 病院等が発行する入院期間がわかる領収書等<br>● 資格確認書または資格情報のお知らせ |
| 人工透析を必要とする慢性腎不全・血友病等の治療を受けるとき (P22参照)               | ● 医師の意見書<br>● 資格確認書または資格情報のお知らせ               |
| 「資格確認書」「資格情報のお知らせ」「特定疾病療養受療証」をなくしたり、汚れて使えなくなったりしたとき | ● 本人確認ができる書類                                  |

にお問い合わせください。

類 (個人番号カードなど) および本人確認できる書類 (官公署が  
担当窓口にお問い合わせください。